

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年7月 10 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400519号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500024号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年9月21日から同年6月26日に訂正し、同年6月から同年8月までの標準報酬月額を同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は26万円とすることが必要である。
平成29年6月26日から同年9月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成29年6月26日から同年9月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成29年6月26日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年6月の標準報酬月額は22万円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額)を26万円とする。
平成29年6月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成2年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 平成29年6月26日から同年9月21日まで
② 平成30年1月21日から同年2月21日まで
③ 平成30年2月21日から同年8月1日まで

平成29年6月26日から平成30年7月31日までの期間において、D社に派遣社員として勤務していたが、自分の知らない間に派遣元がA社からB社及びC社に変わっており、当該期間のうち、厚生年金保険の被保険者期間は、A社における平成29年9月21日から平成30年1月21日までの期間のみと記録されている。

請求期間①について、A社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されているので、当該期間を同社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

請求期間②について、年金事務所の調査により、平成30年1月21日から同年2月20日までの期間における派遣元がB社であったことが判明したので、請求期間②を同社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

請求期間③について、年金事務所の調査により、平成30年2月21日以降の期間における派遣元がC社であったことが判明したので、請求期間③を同社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、D社の回答、同社の関連会社であるE社から提出された請求者の派

遣台帳名簿及びA社発行の派遣労働者に係る請求書、請求者から提出されたA社の労働条件通知書、在職証明書、給与明細書及び平成 29 年分給与所得の源泉徴収票、金融機関から提出された請求者の取引明細並びに雇用保険の記録から判断すると、請求者が、請求期間①においてA社を派遣元とする派遣労働者としてE社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構の回答から、平成 29 年 6 月は 22 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しているが、日本年金機構から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が、平成 29 年 9 月 21 日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日とする同資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成 29 年 6 月 26 日から同年 7 月 1 日までの期間について、前述の給与明細書及び日本年金機構の回答により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成 29 年 6 月の標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額から、26 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 29 年 6 月 26 日から同年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、D社の回答、E社から提出されたB社発行の派遣労働者に係る請求書、B社の回答、F市から提出された請求者のB社に係る給与支払報告書及び金融機関から提出された請求者の取引明細により、請求者が当該期間にB社を派遣元とする派遣労働者としてE社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除したか不明である旨回答している上、F市から提出された請求者のB社に係る平成 31 年度（平成 30 年分）給与支払報告書には、社会保険料等の金額が 0 円と記載されており、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 請求期間③について、D社の回答、E社から提出されたG社及びH社発行の派遣労働者に係る請求書、E社の担当者の陳述、請求者から提出されたC社と記載されている平成 30 年 4 月度給与明細書、F市から提出された請求者のH社に係る平成 31 年度（平成 30 年分）給与支払報告書及び金融機関から提出された請求者の取引明細から判断すると、請求者が当該期間にG社（C社）及びH社を派遣元とする派遣労働者としてE社に勤務していたと認めら

れる。

しかし、前述の請求者から提出されたC社と記載されている平成30年4月度給与明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、前述のF市から提出された請求者のH社に係る平成31年度（平成30年分）給与支払報告書には、社会保険料等の金額が0円と記載されており、これらの資料から、請求者が、請求期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認又は推認することはできない。

また、オンライン記録において、C社及びG社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらないところ、請求期間③当時においてB社の事業主であった者は、G社は平成30年5月まで事業を行っていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となる届出を行ったか否かは不明であり、同社が派遣社員の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについても不明である旨回答しており、請求者が、同社において請求期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認又は推認することはできない。

さらに、前述の請求期間③当時においてB社の事業主であった者は、H社の事業主でもあるところ、当該事業主は、同社において請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除したか不明である旨回答しており、請求者が、同社において請求期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。